

不妊治療と仕事 両立できていますか？

－両立支援ガイドブック－

約4組に1組

不妊の検査や治療を受けたことがある(または現在受けている)夫婦は22.7%です。

約3人に1人

仕事の日程調整が難しく、両立が困難と感じている方は35.9%です。

約10人に1人

生殖補助医療で誕生する子どもは10.0%です。

約4人に1人

不妊治療と仕事が両立できずに、仕事を辞めた、不妊治療をやめた、雇用形態を変えた方は26.1%です。

不妊治療を受ける方は増加傾向にありますが、仕事と治療の日程調整が難しいことなどから、**不妊治療と仕事の両立**で悩む方が多くいらっしゃいます。

このような状況から、職場においても、働く皆さんが不妊治療と仕事を両立できるよう、今、様々な支援の制度が整いつつあります。会社の制度を活用して、不妊治療と仕事を両立させましょう!!





不妊治療と仕事の両立のためには？-企業・経験者の声



企業や働く方に、働きながら不妊治療を行うポイントを聞いてみました。

企業の取組—株式会社HiSC【情報通信業 従業員数 約50人】



- 不妊治療と仕事の両立については、**社内に不妊治療中の社員があり、年次有給休暇以外の有給休暇があるとよいという相談**があったことが取組のきっかけでした。
- 不妊治療をしている方は治療していることをオープンにしていないケースが多く、不妊治療目的に限定されている制度では使いづらいということと、社員の不公平感が生じかねないこと等を考慮し、**幅広い用途で使える休暇制度として、「ライフサポート休暇制度」**を導入しました。これは、不妊治療の他、家族のサポートや病院への付き添い、子供の授業参観など、家族に関することを目的として、様々な用途で使うことのできる有給休暇制度です。契約社員も含む勤続6か月以上の社員が対象で、年間5日を上限として半日単位で取得することも可能です。この制度の導入に当たっては、不妊治療目的で初めて利用することとなる社員と相談しながら、他の社員からの様々な希望も取り入れる形で、柔軟に利用可能なものとなりました。
- 他に、「**テレワーク（在宅勤務）制度**」、「**短時間勤務制度**」、「**時差出勤制度**」等の制度も整えています。
- 社員からは、「不妊治療に利用可能な特別休暇があることは、仕事をしながら治療を受ける上で大変ありがたかった」、「テレワークを利用することにより、仕事を休まず治療を続けられてよかった」といった、取組を評価する声が寄せられています。

Aさんの働き方【証券業】



● 治療スケジュール

検査(2ヵ月)

治療・通院(1年)

体外受精(6か月)

- 不妊治療と仕事の両立をすることについて、会社では上席者と自分の不在時にカバーいただくことになる同僚に伝えました。**上席者からは「もし、困ったことがあったらいつでも力になるので、どんなことでも相談してね。」**といった言葉で元気づけていただいたり、同僚には自分の不在時にも一旦連絡を受けてもらって相手にとって連絡が取れずに困ることがないようにしてもらうなど、治療との両立について快くサポートしてもらいました。
- 治療に際しては、**時間単位年休制度**を利用しました。これにより、通院してから出勤、または1時間だけ仕事を早めに切り上げて通院といったことができて、両立に役立ちました。
- 通院に当たって大変なことは、何といても仕事とのスケジュール調整になります。**外せない仕事の予定と重ならないよう、クリニックの先生に通院のタイミングを相談したり、休暇の申請は、必要になることがわかった時点でできるだけ早く行いました。**同時に、**不在中にフォローいただく同僚や上席者へ不在時に起こりうる出来事やその際の対応についてお伝えして、自分がいなくてもできるだけ職場に迷惑を掛けないような工夫をしました。**
- 不妊治療と仕事との両立を考える際には、**自分一人で抱え込んでしまうことなく、上席者や人事担当等に相談してみると、手助けがあったり心が軽くなったりすることがあるかもしれない**と思います。

社員の不妊治療をサポートする企業の取組について

企業で設けられている様々な支援取組例

- お勤めの会社にはどのような制度があるか確認しましょう。
- 不妊治療のためだけではなく、健康や働き方改革のための制度として設けられている場合もあります。
- 在宅勤務と短時間勤務やフレックスタイム制を組み合わせることもあります。

(1) 不妊治療のために利用可能な休暇・休職制度

- ① 不妊治療に特化した休暇制度
- ② 不妊治療に特化しないが、不妊治療も対象となる休暇制度
- ③ 保存休暇制度
- ④ 半日単位・時間単位の年次有給休暇制度
- ⑤ 不妊治療に特化した休職制度

(2) 両立を支援する柔軟な働き方に資する制度

- ① フレックスタイム制
- ② 時差出勤制度
- ③ 短時間勤務制度
- ④ テレワーク制度
- ⑤ 所定外労働の制限

(3) 不妊治療に係る費用の助成制度

- ① 不妊治療費に対する補助制度
- ② 不妊治療費に対する貸付制度
- ③ クーボンの配布等

(4) その他の不妊治療に関連する両立支援制度や取組

- ① 研修
- ② 啓発活動
- ③ ニーズ調査の実施
- ④ 社員へのオンライン診療の機会の提供
- ⑤ 人事労務担当者、産業医、産業保健スタッフ等に相談できる体制整備

職場で気遣いをしてほしいから、といった理由で、不妊治療をしていることを職場に伝えていない方も少なくありません。

しかしながら、上司や人事労務担当者の方で、不妊治療と仕事の両立のために相談に乗ってくれる方も多くいらっしゃいます。不安なことがあれば職場の担当者に相談してみましょう。産業医さんや産業保健スタッフさんも強い味方になってくれます。

もしも労働条件やハラスメント等に関するトラブルがあったら、次ページの「労働問題にかかる相談先」にご連絡下さい。

不妊治療と仕事との両立に関するお役立ち情報

不妊治療と保険適用

不妊治療は医療保険が適用されます

- 人工授精・体外受精などの基本治療は全て保険適用
- 年齢・回数の要件(体外受精・顕微授精)

年齢制限	回数制限	
治療開始時において 女性の年齢が43歳 未満であること	初めての治療開始時点の女性の年齢	回数の上限
	40歳未満	通算6回まで(1子ごとに)
	40歳以上43歳未満	通算3回まで(1子ごとに)

- 窓口での負担額は治療費(※)の3割負担 ※保険診療の治療費



不妊治療連絡カードをご活用ください



「不妊治療連絡カード」は、不妊治療を受ける方や今後治療を予定している方が、企業に対し不妊治療中であることを伝えたり、企業の不妊治療と仕事との両立を支援するための制度等を利用する際に提出したりするために、厚生労働省が作成し、活用をお勧めしているものです。

主治医に記入してもらい、会社に提出しましょう。

不妊治療連絡カード	
事業主 氏名	年 月 日
医師の連絡事項	
下記の者は、 ☐ 男性、不妊治療を実施しています。 ☐ 女性、不妊治療の予定をしています。	
不妊治療の実施（予定）時期	
特に配慮が必要な事項	
その他	
不妊治療と仕事との両立に係る申請書 上記のとおり、本治療等の連絡事項に基づき申請します。 年 月 日	
事業主 氏名	所 属
	氏 名

不妊治療連絡カードの記載例	
【記載例①】 【連絡事項】	不妊治療の実施（予定）時期 妊娠1年0月0日
特に配慮が必要な事項	治療期間については、2週間が勤務時間の短縮の目安となる。就業時間については、変更または就業時間の短縮を要する。
その他	
【記載例②】 【連絡事項】	不妊治療の実施（予定）時期 妊娠1年0月0日
特に配慮が必要な事項	治療期間については、2週間が勤務時間の短縮の目安となる。就業時間については、変更または就業時間の短縮を要する。
その他	
【記載例③】 【連絡事項】	不妊治療の実施（予定）時期 妊娠1年0月0日
特に配慮が必要な事項	治療期間については、2週間が勤務時間の短縮の目安となる。就業時間については、変更または就業時間の短縮を要する。
その他	



参考情報



(1) 厚生労働省

- 「不妊治療と仕事との両立のために」 企業や働く方などに不妊治療と仕事の両立について各種情報を発信
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html



(2) こども家庭庁

- 「みんなで知ろう、不妊症・不育症のこと」 向かい合って学ぼう、不妊のこと
<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/>
- 「性と健康の相談センター」 不妊症や不育症に関する医学的・専門的な相談や、経験者によるピアサポート活動などの支援
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/seitokenkogaiyo/>



(3) 一般社団法人日本生殖医学会

- 「生殖医療Q&A」 不妊症や不育症に関する一般的なよくある質問
<http://www.jsrm.or.jp/public/#funinshoqa>



労働問題にかかる相談先（都道府県労働局）



各都道府県労働局では、不妊治療と仕事の両立に関わるトラブル等に関する相談を受け付けています。

名 称	相談できること	相談時間	連絡先	QRコード
都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）	(1)性別を理由とする差別、(2)妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い、(3)セクシュアルハラスメント、(4)妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、(5)育児・介護休業について相談を受け付けています。	月～金 (祝祭日、年末年始除く) 8:30～17:15	https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/	
都道府県労働局・監督署等の 総合労働相談コーナー	解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどの労働条件のほか、募集・採用、パワーハラスメント、いじめ・嫌がらせなど、あらゆる労働問題に関する相談を受け付けています。	月～金 (祝祭日、年末年始除く) 8:30～17:15（コーナーによって時間が異なる場合があります）	https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html	